

現 行 条 例	改 正 条 例

議案第31号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表 (第 2 条関係)						○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表 (第 2 条関係)					
番号	手数料を徴収する事務	名称	手数料 金額	徴収時期	摘要	番号	手数料を徴収する事務	名称	手数料 金額	徴収時期	摘要
略						略					
11	建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	130,000円	申請のとき		11	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	130,000円	申請のとき	
略						略					
						51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収

現 行 条 例						改 正 条 例					
									<u>(1) 住宅の戸数が 1</u> <u>戸のもの</u> 43,700円 (エネルギーの使 用の合理化に関す る法律（昭和54年		<u>しない。</u> <u>ロ 住宅（共同</u> <u>住 宅 を 除</u> <u>く。）の用途</u> <u>に供する部分</u> <u>及び共同住宅</u>

現 行 条 例						改 正 条 例					
								法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、<u>9,000円）</u> <u>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</u> <u>84,800円</u> <u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）</u> <u>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</u> <u>118,000円</u> <u>（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円）</u> <u>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの</u>		以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 <u>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</u> <u>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの</u>	

現 行 条 例						改 正 条 例					
									<u>164,000円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</u> <u>ロ 共同住宅の用途</u> <u>に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u> <u>イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円</u> <u>(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</u> <u>を加えた金額</u> <u>ハ 住宅以外の用途</u> <u>に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u> <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以内のもの</u> <u>288,000円</u> <u>(調査機関審査を</u>		<u>申請に係る手数料は、徴収しない。</u> <u>ホ 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u>

現 行 条 例						改 正 条 例					
									<u>受けた場合にあっては、14,500円)</u> <u>(2) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>457,000円</u> <u>(調査機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</u>		
						52	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る低炭素建築物新築等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定	低炭素建築物新築等計画に係る構造計算適合性判定手数料	6の項の規定により算定した金額	申出を行うとき	
						53	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建

現 行 条 例						改 正 条 例					
									（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、 9,000円） (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円） (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 70,200円 （調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、当該ロの	建築物を単位として変更申請を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの	

現 行 条 例						改 正 条 例					
									ては、22,400円) (4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 99,800円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円) ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が300平方メートル		申請に係る手数料は、徴収しない。 ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。